平成２５年（フ）第１７７号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　２棟305号
債務者　海老原正子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１８０号
千葉県四街道市鹿渡933番地235
債務者　鶴木千枝子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１８２号
千葉県富里市七栄654番地656　コーポ鈴木102号室
債務者　小林　　博
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１８３号
千葉県八街市八街に106番地16　グリーンハイツ303
債務者　綿貫　光二
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１８７号
千葉県成田市三里塚275番地17　グリーンハイツ成田103
債務者　武田　啓二
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１９５号
千葉県成田市吉岡560番地13
債務者　千脇　一恵
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１１１号
新潟県見附市本町１丁目１番31号
債務者　山井　悦子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
新潟県長岡市堀金２丁目７番25号　ラ・タミデンス202号室
債務者　小林　知大
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
新潟県小千谷市東栄１丁目６番４号
債務者　佐藤ゆかり
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
奈良県大和高田市東雲町12番30号
債務者　髙代　清人
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
岡山県倉敷市福田町古新田254番地１
債務者　中原　　徹
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
徳島県三好市池田町サラダ1710番地１、旧住所大阪府大阪市此花区春日出中25―１　新屋工務店内
債務者　山田　敏文
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第７０７号
埼玉県加須市花崎１丁目38番地１
債務者　岩木　隆則
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９２５号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番４―406号
債務者　徳田知恵子（旧姓大泉）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４０号
埼玉県上尾市川２丁目８番地５　泉コーポ102
債務者　松本　文雄
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８８０号
さいたま市南区南浦和３丁目15番19―602号
債務者　星川　義彦
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９１５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―20―303、旧住所埼玉県上尾市大字平方1332番地１
債務者　千葉　敬多
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係